

和光市第五次地域福祉計画・地域福祉活動計画 骨子案

第1章 計画策定にあたって

1 計画骨子案作成にあたっての考え方

- ① 計画の継続性の観点から、基本的には第4次計画を踏襲しつつ、地域共生社会の実現の概念、及びそのために必要となる取り組みを新たに加える。

◆ 市町村地域福祉計画策定ガイドライン

〈市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項〉

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
⇒包括的な支援体制の整備に関する事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民参加に関する事項

- ② 社会福祉法の改正に対応し、保健福祉分野に係る個別計画の上位計画として相応しい計画となるよう内容の充実を図る。

◆ 社会福祉法の一部改正(R3.4.1 施行)による市町村努力義務とされた点

〈包括的な支援体制に関する事項〉

- ・ 地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。(法6条第2項関係)

◎地域福祉計画の見直しに関する事項

地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を定めるように努めるものとする。(第107条第1項関係)

第2章 地域福祉に関する現状と課題

1 各種統計(グラフで表示)

●人口や世帯に関する状況

人口の推移／年齢別人口の推移／世帯数の推移(単身世帯・高齢者のみ世帯・母子/父子世帯等)

●地域福祉の領域に関する状況

高齢者・介護／生活困窮者(生活保護)／子ども・子育て／再犯防止(犯罪発生状況等)／

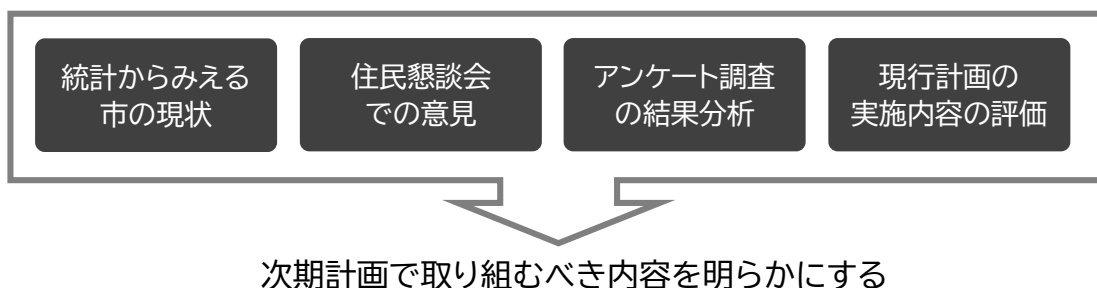
障害者／女性(就業状況等)／健康(健康寿命)／孤独・孤立(自殺、ひきこもり等)

2 住民懇談会の実施内容

3 地域福祉に関するアンケート調査の実施内容

4 現行計画の評価まとめ

5 和光市の地域福祉における課題

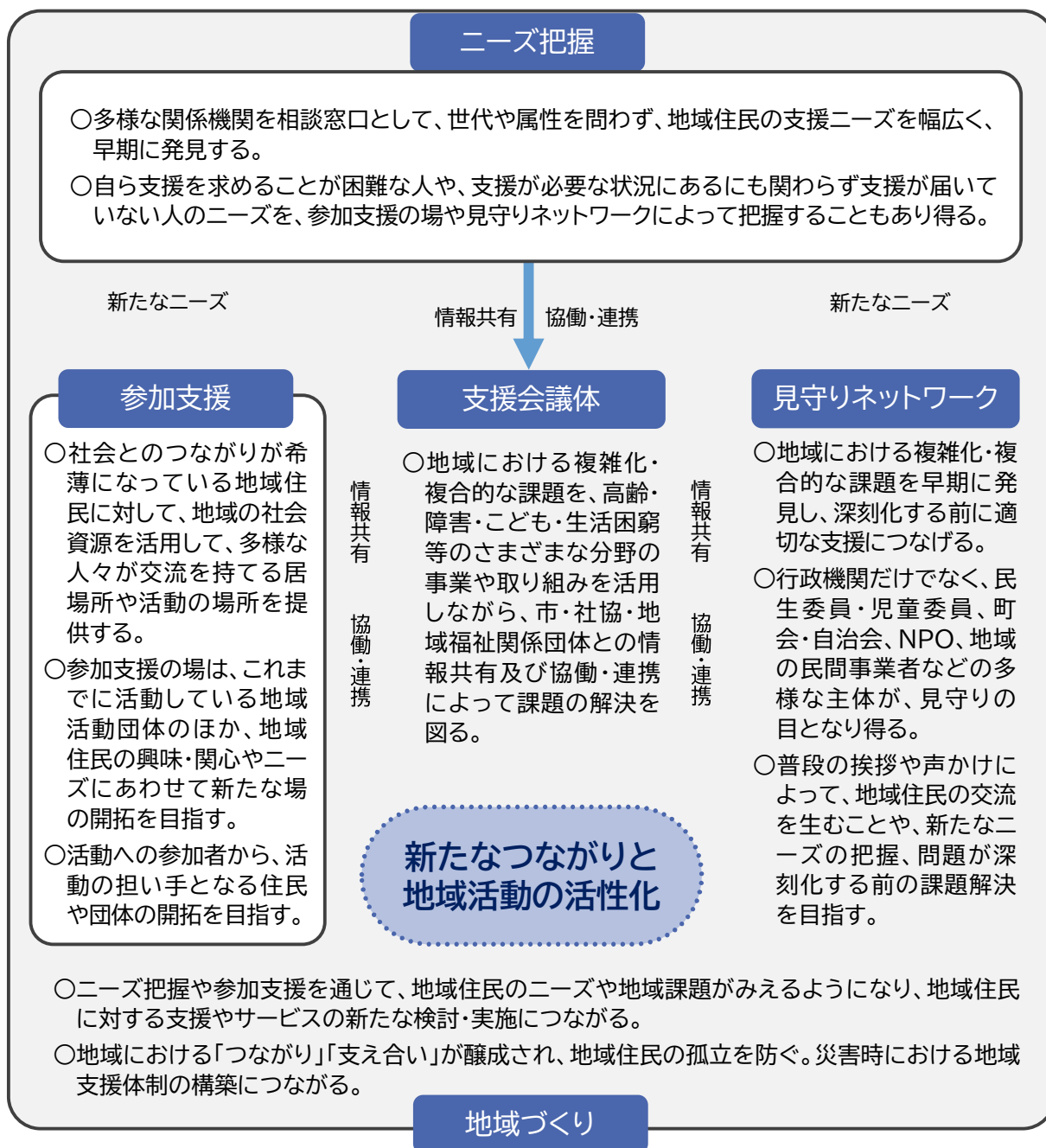


第3章 計画の基本的な考え方

1 包括的な支援体制の整備

市内圏域図／日常生活圏域図／和光市地域包括ケア提供体制図

2 ニーズ把握・参加支援・地域づくり・見守りネットワーク・支援会議体の一体的な取り組み



3 計画の目指す姿

基本理念

つながりを育み、誰もが安心して住み続けられるまちづくり

4 施策の体系

基本理念

基本方針

基本施策

つながりを育み、誰もが安心して住み続けられるまちづくり

1 ニーズ把握体制の充実

- (1) 相談体制・情報提供の充実
- (2) 民生委員児童委員との連携強化
- (3) 社会福祉法人・NPO団体との連携
- (4) ひきこもりセンターの充実と連携
- (5) 孤独・孤立に対する支援
- (6) ケアラーに対する支援

2 だれもが参加できる市民活動の機会

- (1) 地域福祉センター及びボランティアセンターの充実
- (2) 地域福祉活動の担い手の育成
- (3) 多世代、多文化が交流できるイベントの開催

3 ふれあい支え合える地域の居場所づくり

- (1) 地域の福祉活動の充実
- (2) 地区社協活動の充実
- (3) 地域福祉コーディネーターの機能の充実
- (4) 多世代・多文化交流の推進

4 地域ぐるみでの見守りネットワークづくり

- (1) 地域の見守りネットワークの構築
- (2) 避難行動要支援者登録制度の実施
- (3) 避難行動要支援者・要配慮者への支援体制の充実

5 多様な支援を共に考える会議の場づくり

- (1) 支援会議体の設置

第4章 施策の展開

近年の社会動向や他自治体の策定事例を踏まえつつ、現行計画の施策に追加・充実の余地がある内容を加える。本計画では、市・社協・住民・関係者、関係団体の視点の取り組みが分かれており、立場が違っていても協働できるものを表すことを目指す。

基本方針1 ニーズ把握体制の充実

(1) 相談体制・情報提供の充実

生活課題・福祉課題を抱えた人が地域の身近な所で相談できるよう、各相談機関や団体等が相互に協力しながら、さまざまな分野の相談に総合的に応じられる体制を検討します。

また、福祉サービスは多岐にわたり、内容も複雑であることから、分かりやすい情報発信を行うとともに、必要な情報にアクセスしやすくなるよう、情報発信の方法を検討します。

取組項目	取組内容	取組の主体
	検討中	

(2) 民生委員児童委員との連携強化

現行計画：施策1 民生委員・児童委員との連携強化

民生委員児童委員は、高齢者や障害者、子ども等幅広い方からさまざまな相談を受け、必要に応じて行政・福祉機関につないでおり、様々な社会福祉活動を行っています。民生委員がさらに効果的に活動できるよう、活動の周知や人材確保に向けた働きかけの強化、各委員へ活動に関する情報の周知を図ります。

また、民生委員児童委員の活動を、市や社協、関係機関との連携による情報共有や支援をより充実することで、地域福祉の向上を図ります。

取組項目	取組内容	取組の主体
①民生委員及びその活動の周知	広報やチラシ等を用いて、民生委員及びその活動の周知を行います。	市・社協
②民生委員と関係機関との連携・協働	民生委員と関係機関で、地域の状況等に関する情報共有を行います。 課題を抱える世帯への支援を行う際には、必要に応じて、民生委員もコミュニティケア会議や個別支援会議等に参加し、情報共有を図るとともに、関係機関と連携した効果的な支援を行います。	市・社協
③民生委員の人材確保に向けた働きかけの強化	自治会等の地域組織への推薦依頼や、各種サポーターやボランティアなど地域で活動している人への呼びかけ等により、民生委員の欠員地区の解消を図ります。 また、民生委員の高齢化が進んでいるため、若い世代の人に対して、民生委員活動についての周知や働きかけを行います。	市
④事務局機能を通じた各地区の連携支援	民生委員活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会が協議会の事務局を継続します。 事務局は、市内4地区での個々の活動や合同の活動が連携して実施できるよう、情報伝達や調整等の支援を行います。	社協

取組項目	取組内容	取組の主体
⑤民生委員活動への協力	民生委員活動によって、地域で見守りがあること、また子供たちの安全にもつながっていることを理解し、民生委員活動に協力することで、住民同士で助け合う互助の力を向上させます。	市民
⑥民生委員への相談	地域課題や困りごとなどがある場合、必要に応じて民生委員に相談します。民生委員が地域における課題解決に向けた体制づくりにつなげることにより、地域での支援の輪を広げます。	市民

(3) 社会福祉法人・NPO団体との連携

社会福祉法人やNPO団体等は、地域福祉に関するさまざまな分野の専門性をもっています。相談や情報提供に関する身近な窓口として、市や社協、関係機関との連携をさらに進めます。

取組項目	取組内容	取組の主体
	検討中	

(4) ひきこもりセンターの充実と連携

現行計画：施策12 ひきこもり対策

ひきこもりに関する早期介入や自立促進プログラムなどの支援を展開し、ひきこもり当事者が地域において孤立することなく、自己肯定感を持って生活できるよう、アウトリーチ型の積極的な支援を行える体制づくりを進めます。

また、ひきこもりを抱える世帯においては複合する課題を抱えるケースも多く、多分野との連携が求められるため、相談体制の充実を図ります。

取組項目	取組内容	取組の主体
①ひきこもりセンターによる早期発見・早期介入	ひきこもりセンターでは、民生委員など地域の実情を知る住民と情報を共有することで、ひきこもりの発見とアウトリーチ型の支援につなげていきます。支援にあたっては、適切なアセスメントを実施し、それぞれの状況に合わせたプランを立てた上で伴走型の支援を行っています。	市
②ひきこもりを抱える世帯に対する相談体制の充実	ひきこもりを抱える世帯においては複合する課題を抱えるケースが多いため、的確に問題を把握し、家族に対する適切な助言・指導を行うなど、本人に対する支援だけでなく、世帯に対する包括的な支援を実施します。	市
③ひきこもり当事者に対する自立促進プログラムの実施		市
④ひきこもり当事者に対するニーズ把握や就労支援の実施	社協が運営する事業所における事業を活用し、ひきこもり当事者が認められ、受け入れられる場を提供します。また、和光市くらし・仕事相談センターすたんど・あっぷにおいて実施している就労支援事業として相談の支援を行うほか、サロン活動、ボランティア作業を通して、就労準備や中間的就労につなげます。	社協

(5) 孤独・孤立に対する支援

地域住民の中には、支援が必要な状況にあるものの、支援を求める声を自らあげられない場合や支援を拒否する場合、支援につながるまで時間がかかる場合などがあります。地域での孤立を解消するような、人と人、人と場をつなげる仕組みづくりが必要です。

取組項目	取組内容	取組の主体
	検討中	

(6) ケアラーに対する支援

高齢、障害、病気等の状態にある家族や身近な人に対して、無償で介護や日常生活上の世話をしている方を「ケアラー」といいます。

高齢者分野では、家族介護者に対する支援として介護サービス等による施策が行われているものの、ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であることや、家族によるケアが当たり前となる傾向があり、本人にその自覚がないことや自ら相談しにくいことなど、問題が潜在化しやすい状況にあります。

支援を必要とするケアラーの早期発見・把握をするとともに、ケアラーの負担軽減や課題解決を図るため、ケアラーの状況に応じて複数の関係機関や多職種による連携を行います。

取組項目	取組内容	取組の主体
	検討中	

基本方針2 だれもが参加できる市民活動の場づくり

(1) 地域福祉センター及びボランティアセンターの充実

地域福祉を推進する上で、自助力・互助力を高めていくことは必要不可欠であるため、気軽に誰もが参加できる活動、つどいの場所を提供し、新たな地域福祉活動の担い手の確保につなげます。

【ボランティアセンター】

ボランティア活動に関する情報を広く収集し、ボランティアセンターのホームページをはじめ、さまざまな媒体を用いて各団体のPRやボランティア募集情報の発信を支援します。

また、専従職員によるニーズ把握やマッチング、団体の交流事業の実施など、ボランティア活動のサポート業務の充実を図ります。

福祉教育・啓発活動の推進思いやりや助け合いの心を育むため、ボランティアセンター等の講座や用具の貸し出しを通じた地域における福祉教育、学校・家庭における福祉教育の充実を図ります。

【地域福祉センター】

地域住民の自治活動又は福祉活動等の場を提供することにより、施設の有効利用を図るとともに、高齢者・障害者への理解を深め、コミュニティーの形成及び福祉の増進を図る南地域の拠点となるよう引き続き環境づくりに努めます。

取組項目	取組内容	取組の主体
	検討中	

(2)地域福祉活動の担い手の育成

現行計画:施策4 地域福祉の担い手の人材確保と活躍できる場の拡充

現行計画:施策5 保健福祉サポーターの活動の充実

地域における支え合い活動のリーダーとなる人材を発掘するため、意欲はあるが活動に踏み出せていない人、特に「団塊の世代」や「アクティブ・シニア」が気軽に楽しみながら地域活動等に参加できるような取組を行います。あわせて、発掘した人材を育成するための研修の充実を図ります。

取組項目	取組内容	取組の主体
①地域活動への参加支援	(1) ボランティアセンター活動支援 社協の「ボランティアセンター」の機能強化・充実を目的に、ボランティア団体及びボランティア活動に対して、情報提供、相談及び財政支援等を行います。 (2) 高齢者活躍の支援 高齢者事業を推進する「シルバー人材センター」の運営の支援を行うなど、高齢者が生きがいを持って活躍できる場の提供につなげます。 また、高齢者が生涯現役で活躍できる仕組みづくりを行い、高齢者の雇用・就業支援だけではなく、ボランティア等の社会参加推進に取り組みます。 (3) 地域活動の参加のきっかけづくり 市内にある各種サポーターの講座の情報を、学校や地区社協、地縁団体等に提供し、参加するきっかけをつくります。 (4) 地域とのつながり支援 地区社協等の地域関係機関と連携し、地域の事業にボランティア・各種サポーターに参加を呼びかけ、地域のつながりを醸成します。	市・社協・市民
②ボランティア等の人材確保	ボランティアの受け入れを積極的に行うとともに、地域のボランティア活動を広報やホームページ等でPRし、普及・啓発に努めます。 また、福祉施設での職業体験やボランティア体験後に継続的に活動に関わってもらうために、ボランティアを「したい人」「受けたい人」に情報を提供します。 また、日中働いている人や男性など、多様な参加のしかたが可能になるような活動を検討し、学生からシニアまで潜在しているニーズを発掘して、活動につなげます。	市・社協・市民
③ボランティアセンターの機能強化	ボランティアを受け入れる団体や施設のリスト化や、ボランティア情報の発信を活発に行い、ボランティアセンターの機能の充実を図ります。	社協

取組項目	取組内容	取組の主体
④学校・地域・社協・地区社協が一緒になって行う福祉共育の推進	小中学校や高等学校への福祉共育を地域とともに促進し、福祉に対する理解を深め、次世代の地域福祉の担い手になるよう取り組みます。 我が事として、地域の福祉課題の解決に向けて考え行動できるように、保護者、学校応援団、PTA、教員などをはじめ、住民と地域に根付いた組織とともに、体験学習や講座などの地域福祉活動へ参加することで連携を強化し、継続した担い手確保を目指します。 出前講座を実施し、より身近な場で福祉にふれる機会を提供します。 多くの市民や当事者が福祉共育への参画者となれるよう、地区社協など地域の方が活動できる機会づくりを支援します。	社協
⑤企業・社会福祉法人・NPO法人関係団体への社会貢献活動の啓発	地域における企業に対して社会貢献活動調査を行い、地域共生社会の一員としての役割の認識を促します。 法人会員に配布する地域福祉応援企業シールを活用し、社会に貢献する企業の周知を行うとともに、社会貢献活動を推進するための情報交換会を開催します。	社協

(3)多世代、多文化が交流できるイベントの開催

現行計画：施策10 多世代交流の仕組みづくり／施策11 多文化共生の推進

ゆめあい和光まつりなど、イベント企画の充実を図ります。

ゆめあい和光まつりは、地域の絆を深め、福祉のまちづくりや、市民参加、地域コミュニティの充実を図ることを目的に毎年開催しています。

取組項目	取組内容	取組の主体
①だれもが参加できるまつりや大会等の参加の場の提供	市民まつりやゆめあいまつりなどの開催にあたって、地域福祉活動やボランティア活動の参加の場を提供します。また、参加者に対して、他の地域福祉活動やイベント等の情報提供を行い、活動の場の拡大につなげます。	市・社協・市民
②地域における多世代交流の場づくりの推進	地域特性に合った多世代交流事業について、市・社協・住民と一緒に検討し、継続的に実施することができるよう、場所や体制の調整を行います。 また、特定の拠点で実施している多世代交流事業を、市内全域に拡大して展開することや、対象者の決まった既存事業を活かし、参加者の世代を拡げ新たな交流の場として応用することなどを検討します。	市・社協・市民
③地域活動への住民参加の推進	地域活動やイベントについては、特定の住民のみが参加している状況があるため、今後はこれまで地域との関わりの少ない住民の参加が重要になります。 関係各課や社協、学校、各支援センターなどと連携し、さまざまなイベント・事業等において周知を行います。	市・社協・市民

取組項目	取組内容	取組の主体
④多文化共生のための施策の検討、実施	地域に暮らすすべての人が、国や文化の違いを超えて理解しあい、ともに支えあいながら、安心して暮らせる地域を目指します。そのため、市や社協の発行物は、多言語表記や、送り仮名やイラストの掲載などの工夫を行います。また、市では関係部局との調整や他自治体の対応事例などをもとに、多文化共生のために必要な取組とその効果を検討し、施策として実施します。	市・社協
⑤共生の観点を含めた福祉共育の実施	福祉共育では、多文化共生についても学習内容に含め、若い世代から多文化共生についての意識が醸成されるよう努めます。	市・社協

基本方針3 ふれあい支え合える地域の居場所づくり

(1)地域の福祉活動の充実施策

現行計画：施策13 自分らしくいられる居場所づくり

地域の福祉活動の推進には、住民や行政だけでなく、民間の法人・団体の力が不可欠であることから、社会福祉協議会が行う地域支援活動や地区社会福祉協議会の活動の充実、また社会福祉法人やNPO、市民団体、民間企業等による福祉活動の活性化を図ります。

あわせて、法人・団体相互の連携、法人・団体と地域住民の関係づくりを推進します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①地域の居場所の整備と確保の支援	地区社協で地域実情に即したサロン等の活動が行えるよう、地域福祉コーディネーター等の関係者による支援や、補助金・助成金の情報提供等を通じて、地域の居場所の整備と運営の支援を行います。	市・社協
②地域の居場所を運営する関係団体の連携推進	地域における公益的な取り組みとして、施設の開放や、地域福祉に資する事業を、他の社会福祉法人等と連携して推進します。	社協

(2)地区社協活動の充実

現行計画：施策2 地区社協活動の推進

現在、市内9小学校区すべてに地区社協が設立されています。それぞれの地区社協が、サロンや地域食堂、夏休みのラジオ体操など地域特性に合わせた活動を行っており、地域のイベントにも積極的に参画しています。それぞれの地区社協の活動が継続して行えるよう、支援を行います。

取組項目	取組内容	取組の主体
①地区社協の活動支援	地区計画作成や活動の支援、助成金情報の提供などを引き続き行います。加えて、地区社協活動に必要な研修や講演会の開催や情報提供を通じて、自主的な活動がなされるよう支援します。	社協
②地区社協間での連携推進支援	地区社協間において相互に発展した会となるよう、情報提供や意見交換の機会などの開催支援を行います。	社協
③市による地区社協の事業支援	地区社協が継続して活動できるよう、事業について社協と連携するほか、財政面での支援を行います。 また、地区社協活動の実施にあたり必要な情報等の提供を行うほか、要望に応じて市の施策に関する研修等を実施します。	市・社協
④地域団体や行政との連絡調整	地域の互助力を高めるため、地域の各団体との関係構築及び行政各部署との連携を図ることができるよう、連絡調整を行います。	市・社協
⑤地区社協活動の周知	より多くの住民に活動に参画してもらえるよう、地区社協活動の発信及び周知を行います。	市・社協
⑥地区社協活動への理解と参加	健康体操やお茶を飲みながら互いの近況を話し合うサロンを含めた多様な地区社協の活動が、住み慣れた地域で尊厳をもって自分らしく暮らすための地域包括ケアシステムを担う介護予防や生活支援、社会参加の機会となることを理解し、必要に応じて参加します。	市民

(3)地域福祉コーディネーターの機能の充実

現行計画・施策9 地域福祉推進協議会の設置と地域福祉コーディネーターの機能の充実

地域活動を支える地域福祉コーディネーターが、地域福祉推進協議会と地域の状況や課題などについて情報を共有し、専門職等関係機関との会議において介護予防と生活支援、社会参加の場となる住民活動につなげる役割を担います。

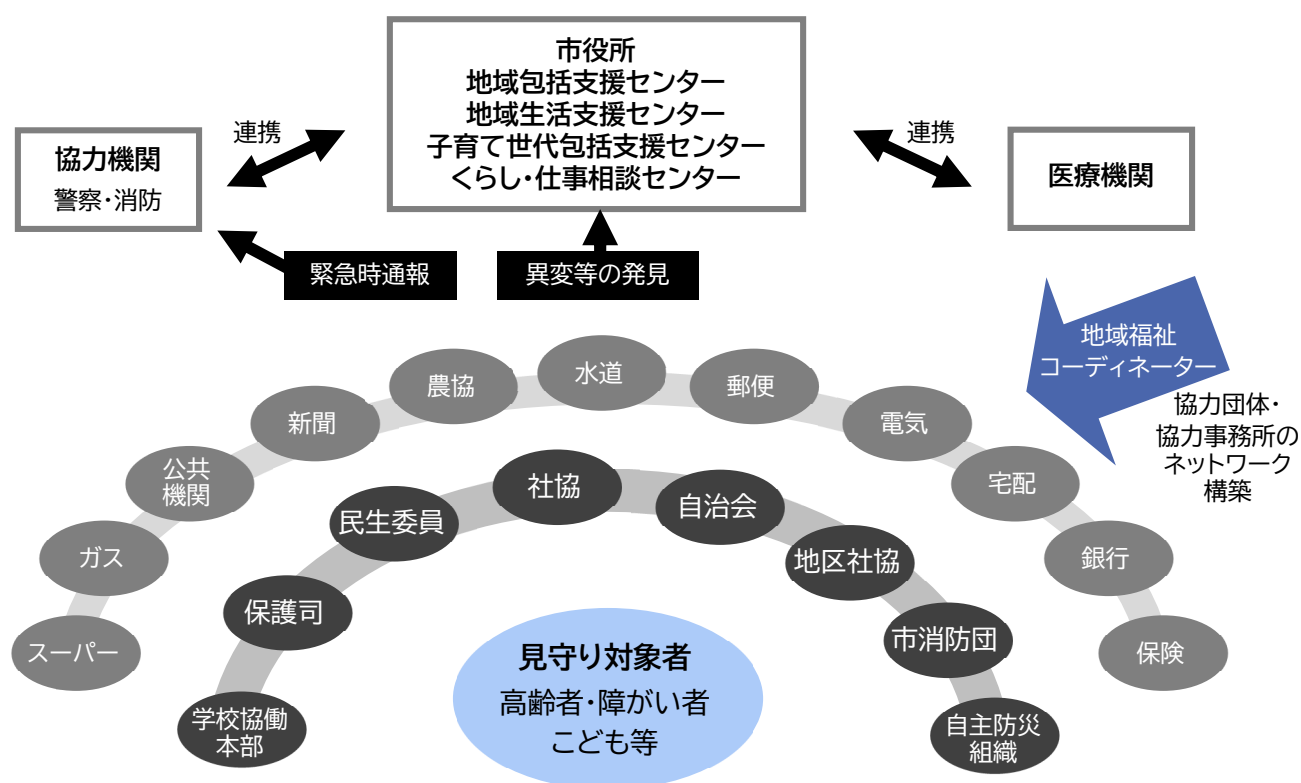
取組項目	取組内容	取組の主体
①地域福祉推進協議会の活動の活性化	日常生活圏域(準中学校区)に設立される地域福祉推進協議会における活動を推進します。	社協
②地域福祉コーディネーターの機能の充実	日常生活圏域(準中学校区)に配置されている地域福祉コーディネーターは、支援が必要と思われる住民に対して、早期に地域包括支援センターなどの相談機関につなぐ役割を担います。 また、地域福祉コーディネーターは、専門職等からなるケア会議に出席し、ケースの対象者を生活支援と介護予防、社会参加の機能を持つ地区社協等の住民活動へ積極的につなぐ役割を担います。	社協
③地域活動との連携	日常生活圏域(準中学校区)内にある他の小学校区の現状と目指すべき将来像、それに対する地区社協の取り組みを共有します。 市民による小地域福祉活動を地域福祉コーディネーターと共有し、住民の主体的な地域活動を支援します。	社協・市民

基本方針4 地域ぐるみでの見守りネットワークづくり

(1) 地域の見守りネットワークの構築

市内関係機関、地域住民、民間企業等との連携による見守りネットワーク事業の構築を図り、要支援者が家族や地域社会から孤立することを防止するとともに、日常生活における問題を市並びに関係機関、関係者が早期に発見し、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる環境を目指します。

見守りシステムには、ICTを積極的に活用していくほか、自治体・福祉機関が民間企業との間で見守り協定を締結し、認知症が疑われる顧客を発見した場合、自治体や地域包括支援センター等と連携することで、早期発見・早期対応につなげることを目指します。



(2)避難行動要支援者登録制度の実施

現行計画：施策3 地域防災における避難行動要支援者への支援

自力で迅速な避難行動をとることが困難な方(避難行動要支援者)に対して、災害時の支援だけではなく、日常生活においても要支援者の異変にいち早く気づくために、要支援者に関する日頃からの情報共有や見守り活動など、それぞれの地域に合わせた支援体制の整備を行います。

また、避難行動要支援者登録制度の条例化推進を図ります。

取組項目	取組内容	取組の主体
①制度の積極的な周知・申請の案内	市ホームページ・広報誌への掲載、市内公共施設への申請書類の設置などによる積極的な広報活動を行います。未登録の対象者に対し、制度案内の通知を発送するほか、障害者手帳等の申請窓口での案内や、特に支援を要する方への戸別訪問等による案内を行います。あわせて、市内の障害福祉サービス事業所や介護事業所に対する定期的な事業者説明会を開催し、事業者を通じた利用者への制度の周知を図ります。	市
②登録名簿の適切な管理	個別計画書を3年毎に要支援者本人及びその支援者へ配付し、定期的な計画内容の確認と情報の更新を行います。また、自治会、地区社協等へ名簿を提供する際は、個人情報漏洩することがないように、管理・取り扱いを規定した協定書を締結します。	市・社協・市民
③登録名簿の有効な活用	災害時には、すみやかに避難所等へ名簿を提供し、安否確認や避難支援へ活用します。要支援者名簿の活用については、社協や住民とともに検討します。	市・社協・市民
④支援者の確保	支援者がいない登録者に対しては、本人の意向を確認した上で、地域団体等が支援者候補を探す取り組みを行います。	社協・市民

(3)避難行動要支援者・要配慮者への支援体制の充実

現行計画：施策3 地域防災における避難行動要支援者への支援

災害等による市民への被害を最小限にするため、地域の防災組織を強化するとともに、避難行動要支援者避難支援プランの活用を図ります。

また、福祉避難所の運営や民間施設の緊急受け入れなど、災害時における要配慮者への支援体制の充実を図ります。

取組項目	取組内容	取組の主体
①地域住民や要支援者が参加する防災訓練の実施	防災訓練を実施している地区社協や自治会、福祉施設等と連携し、訓練の実施を支援します。	社協・市民
②災害ボランティアセンターの周知及び立ち上げ・運営訓練の実施	災害ボランティアセンターについて周知を行います。また、地域住民を取り込んだ災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練を実施します。	社協・市民
③普段からできる災害等に対する備え	災害発生時に必要な物を確認し、水・食料等の備蓄や避難時に持参するものを準備しておきます。特に、要支援者は、自分自身の情報(個別計画書・携帯電話の活用等)の整理をしておき、薬・医療器具などを準備しておきます。	市民

取組項目	取組内容	取組の主体
④住民同士による日常的な声かけや見守り活動の促進	市民は、地域住民のつながりづくりを目的としたサロン活動や見守り・声かけ活動に参加し、社協ではその活動に対する支援を行います。 日常的な声かけや見守りの大切さについて、社協では市民の協力が得られるよう周知・啓発を行い、市民はその理解に努めます。	社協・市民
⑤住民による災害発生時の避難支援	災害時など避難が必要な際は、自身の安全を確保した上で、支援を必要とする方への避難誘導の声かけや可能な範囲での避難支援を行います。	市民

基本方針5 多様な支援を共に考える会議の場づくり

◎ 支援会議体の設置

社会福祉法、生活困窮者自立支援法、生活保護法、居住支援協議会や既存の会議体（中央ケア会議等）を包含する形での会議体の設置を進め、さまざまな分野にまたがる複合的な課題を協議し、迅速かつ必要な支援につなげます。

取組項目	取組内容	取組の主体
	検討中	

第5章 地域福祉を推進するための計画

地域福祉の領域に関わりが深く、市町村地域福祉計画に盛り込むこととされている計画、及び市町村での策定が努力義務となっている計画を、ここに掲載する。

1 和光市成年後見制度利用促進計画 拡充

現行計画：施策6 権利擁護の取組の推進(和光市成年後見制度利用促進計画)

現行計画：施策7 虐待の予防と対策の強化

判断能力が十分ではない人のための権利擁護支援や意思決定支援

- ・権利擁護センター(中核施設)を中心とした支援ネットワークの構築
- ・成年後見支援会議
- ・制度に関する広報・周知
- ・市民後見人養成講座

2 生活困窮者自立支援計画 拡充

生活困窮者の生活改善支援と、生活困窮になることが懸念される人への予防的支援

- ・自立支援相談
- ・家計改善支援
- ・就労準備支援
- ・こどもの学習生活支援

和光市こども計画との整合を図り、生活困窮世帯に暮らすこどもの生活支援や学習支援に関する施策を定める。

- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に定める「こどもの貧困解消対策計画」を包含し、こども計画との整合性を図る。
- ・居住確保支援

3 再犯防止計画 拡充

犯罪や非行の防止と、再犯を防ぎ社会復帰と自立を助けるための支援

- ・更生保護団体の活動支援(保護司会等との連携)
- ・公的機関等との連携
- ・更生保護に関する広報や啓発
- ・朝霞地区更生保護サポートセンターに対する支援

4 困難を抱える女性の支援基本計画 新規

現行計画：施策7 虐待の予防と対策の強化

ジェンダー平等と人権尊重に基づいた、女性が安心して自分らしく暮らせる支援

- ・ニーズ把握
- ・保護回復支援
- ・自立支援
- ・支援者の育成